

指導者に関する指針



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

Adults in Scouting

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| I. 策定の趣旨 | 1 |
| II. 本指針の基本事項 | 1 |
| III. 成人指導者の任務と要件 | 2 |
| 1. 成人指導者の心構え | 2 |
| 2. ビーバースカウト隊長 | 2 |
| 3. カブスカウト隊長 | 3 |
| 4. ボーイスカウト隊長 | 4 |
| 5. ベンチャースカウト隊長 | 5 |
| 6. ローバースカウト隊長 | 6 |
| 7. 団委員長 | 7 |
| 8. 県連盟役員 | 8 |
| 9. 県コミッショナー | 9 |
| 10. 団担当コミッショナー | 10 |
| 11. 地区役員 | 10 |
| 12. 地区コミッショナー | 12 |
| 13. トレーナー | 13 |
| IV. 成人指導者に提供される訓練の開発 | 14 |
| 1. 総論 | 14 |
| 2. 訓練システム開発の方針 | 14 |
| 3. 訓練の提供者 | 14 |
| 4. 訓練の種類と領域 | 14 |
| V. 成人指導者に提供される任務中の支援 | 17 |
| 1. 総論 | 17 |
| 2. 隊指導者への任務中の支援 | 17 |
| 3. 団指導者への任務中の支援 | 17 |
| 4. 日本連盟、県連盟、地区等の役員・委員への支援 | 17 |
| 5. モチベーションの高揚と維持 | 17 |
| VI. 成人指導者の活動に対する評価の指針 | 19 |
| 1. 評価の原則 | 19 |
| 2. 評価の方法 | 19 |
| 3. 評価の留意点 | 19 |
| 4. 総合評価後の措置 | 20 |

I. 策定の趣旨

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の掲げる目的（定款第3条）を達成するため、またその使命を果たすために、継続的かつ効果的にスカウト運動（以下「本運動」という）を推進しなければならない。

基本方針（教育規程1－4）に則り、青少年の成長発達に対し良質なプログラムを提供し、彼らがそのプログラムに主体的に参画することにより彼ら自身が成長し、よき市民として社会に貢献することが重要である。

そのためには、本運動に奉仕する成人（18歳以上）が本運動の目的・原理・方法に同意・受容し、積極的に青少年のプログラム活動を支援する必要がある。

日本連盟は、本運動を一層隆盛させ、その使命達成に貢献することを目的として「指導者に関する指針」（以下「本指針」という）として改訂する。

従って、今後日本連盟理事会、都道府県連盟が立案・実施する指導者養成に関する諸施策は「スカウト運動の成人に関する方針」ならびに本指針に準拠し、日本連盟教育規程の定める手続きにより、開発・推進される。また加盟団における指導者養成に関する諸施策についても同様に開発・推進されることを奨励する。

本指針は、社会状況の変化、指導者を取り巻く環境、その他の変更に伴い、随時改訂される。

II. 本指針の基本事項

1. 本指針の対象となる指導者

- (1) 日本連盟教育規程2－4－(3)、(4)、(5)に定める加盟員のうち、18歳以上の成人指導者
- (2) 日本連盟各種委員
- (3) 都道府県連盟、地区各種委員
- (4) 日本連盟リーダートレーナー、同副リーダートレーナー
- (5) 都道府県連盟トレーニングチーム員

2. 本指針により示されるもの

- (1) 成人指導者の任務と要件
- (2) 成人指導者に提供される訓練の開発
- (3) 成人指導者に提供される任務中の支援
- (4) 成人指導者の活動に対する評価

Ⅲ. 成人指導者の任務と要件

1. 成人指導者の心構え

- ア. 本運動の主旨に賛同し、熱意をもってその任にあたる心構えを有すること
- イ. 青少年に対するスカウト活動に心身共に支障のない健康な状態であること
- ウ. 青少年の訓育を託するに足る品性と経歴を有していること
- エ. 青少年の支援において、責任と柔軟性をもつこと
- オ. 就任後求められる努力目標を達成する意欲をもつこと
- カ. セーフ・フロム・ハームに関する理解と受容ができていること

2. ビーバースカウト隊長

(1) 任務

- ア. 日本連盟の方針に基づいた隊運営、諸活動を行う
- イ. 隊の運営管理に責任を持つ（会計、事務等）
- ウ. 隊のプログラムに責任を持つ（教育内容、安全に配慮する）
- エ. スカウト教育法を効果的に活用する
- オ. スカウトの自発活動を促し、その成長を支援する
- カ. 青少年にスカウティングを提供するために他の責任ある人達と協働する
- キ. 後継者を育成する
- ク. すべてのスカウトがカブスカウト隊に上進するよう指導する
- ケ. 団会議に出席し積極的に参画する
- コ. 地区協議会に出席する
- サ. 各種指導者訓練、ラウンドテーブルに参加する
- シ. 指導者自身が良識ある市民としての模範を示す
- ス. 隊集会を主宰し指導する
- セ. プログラム企画・展開・実施の決定と責任
- ソ. 保護者・地域社会の方々と有効な連携を図る

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を理解と受容していること
- イ. 当該年代の幼児・児童の特質について指導上必要な知識を持っていること
- ウ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- エ. 「やくそく」と「きまり」についてビーバースカウトに説明できること
- オ. 「行うことによって学ぶ」ことの教育的意義と効果を理解していること
- カ. 当該年代の「小グループ活動」の教育的意義と効果を理解していること
- キ. スカウトの興味・関心を基盤とした野外における楽しいゲーム、歌、お話、工作等を中心としたプログラム活動を推進することができる
- ク. 教育規程 7-13 に定める活動の目標を理解している
- ケ. 仮入隊課目の取り組みへの指導・支援ができる
- コ. 木の葉章課目の取り組みへの指導・支援ができる

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 日本連盟の教育方針について保護者に説明し理解を得られること
- イ. ビーバースカウト年代の特性について指導上必要な深い知識と理解を持っていること
- ウ. 全部門について一定の知識を有すること
- エ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として実践すること
- オ. 「やくそく」と「きまり」についてスカウトの成長に見合った指導が適切にできること
- カ. 「行うことによって学ぶ」機会を効果的に提供できること（ビーバーの活動目標を取り入れる）
- キ. プログラムを進める上で、自隊の問題を抽出し、改善策を立案、実施できること
- ク. スカウトの興味を基盤とした野外における楽しいゲーム、歌、お話、工作等、プログラム活動を幅広く効果的に推進する能力を有すること
- ケ. 教育規程 7-13 に定める活動の目標を達成するよう自隊のプログラム活動に効果的に盛り込むことができる

- コ. 隊の運営管理が誠実にできる
- サ. 団内各隊、団委員会、保護者、他の青少年団体、地域社会と良好な関係を維持することができる
- シ. 各種の野外活動を体験する

3. カブスカウト隊長

(1) 任務

- ア. 日本連盟の方針に基づいた隊運営、諸活動を行う
- イ. 隊の運営管理に責任を持つ（会計、事務等）
- ウ. 隊のプログラムに責任を持つ（教育内容、安全に配慮する）
- エ. スカウト教育法を効果的に活用する
- オ. スカウトの自発活動を促し、その成長を支援する
- カ. 青少年にスカウティングを提供するために他の責任ある人達と協働する
- キ. 後継者を育成する
- ク. すべてのスカウトがボーイスカウト隊に上進するよう指導する
- ケ. 団会議に出席し積極的に参画する
- コ. 地区協議会に出席する
- サ. 各種指導者訓練、ラウンドテーブルに参加する
- シ. 指導者自身が良識ある市民としての模範を示す
- ス. 隊集会を主宰し指導する
- セ. プログラム企画・展開・実施の決定と責任
- ソ. デンコーチの選任、指導、支援
- タ. 保護者・地域社会の方々とは有効な連携を図る

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を理解と受容していること
- イ. 当該年代の青少年の特質について指導上必要な知識を持っていること
- ウ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- エ. 「やくそく」と「さだめ」についてカブスカウトに説明できること
- オ. 「行うことによって学ぶ」ことの教育的意義と効果を理解していること
- カ. 当該年代の「小グループ活動」の教育的意義と効果を理解していること
- キ. スカウトの興味を基盤とした野外におけるゲーム、スカウト技能、地域社会への奉仕などを中心としたプログラム活動を推進することができる
- ク. 教育規程7-17に定める活動の目標を理解している
- ケ. 修得課目の指導、支援、考査ができる知識と技能を有する
- コ. 月の輪を支援できる知識と技能を有する

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 日本連盟の教育方針について保護者に説明し理解を得られること
- イ. カブスカウト年代の特質について指導上必要な深い知識と理解を持っていること
- ウ. 全部門について一定の知識を有すること
- エ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として実践すること
- オ. 「やくそく」と「さだめ」についてスカウトの成長に見合った指導が適切にできること
- カ. 「行うことによって学ぶ」機会を効果的に提供できること
- キ. プログラムを進める上で、自隊の問題を抽出し、改善策を立案、実施できること
- ク. スカウトの興味・関心を基盤とした野外における楽しいゲーム、歌、お話、工作等、プログラム活動を幅広く効果的に推進する能力を有すること
- ケ. 教育規程7-17に定める活動の目標を達成するよう自隊のプログラム活動に効果的に盛り込むことができる
- コ. 隊の運営管理が誠実にできる
- サ. 団内各隊、団委員会、保護者、他の青少年団体、地域社会と良好な関係を維持することができる
- シ. 各種の野外活動を体験する

4. ボーイスカウト隊長

(1) 任務

- ア. 日本連盟の方針に基づいた隊運営、諸活動を行う
- イ. 隊の運営管理に責任を持つ（会計、事務等）
- ウ. 隊のプログラムに責任を持つ（教育内容、安全に配慮する）
- エ. スカウト教育法を効果的に活用する
- オ. スカウトの自発活動を促し、その成長を支援する
- カ. 青少年にスカウティングを提供するために他の責任ある人達と協働する
- キ. 後継者を育成する
- ク. すべてのスカウトがベンチャースカウト隊に上進するよう指導する
- ケ. 団会議に出席し積極的に参画する
- コ. 地区協議会に出席する
- サ. 各種指導者訓練、ラウンドテーブルに参加する
- シ. 指導者自身が良識ある市民としての模範を示す
- ス. すべての隊集会に出席するか、もしくは有資格代理者を出席させる
- セ. 班長を訓練し、指導する
 - (ア) 班長訓練の実施
 - (イ) 班長会議への指導と援助
- ソ. ジュニアリーダーの選任、指導、支援をする
- タ. 保護者・地域社会の方々と有効な連携を図る

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 当該年代の青少年の特質について指導上必要な知識を持っていること
- ウ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- エ. 「ちかい」と「おきて」についてボーイスカウトに説明できること
- オ. 「行うことによって学ぶ」ことの教育的意義を理解していること
- カ. 当該年代の「小グループ活動」の教育的意義を理解していること
- キ. スカウトの興味を基盤とした野外におけるゲーム、スカウト技能、地域社会への奉仕を中心としたプログラム活動を推進することができる
- ク. 教育規程7-23に定める活動の目標を理解していること
- ケ. 初級章課目、2級章課目を考査することができる知識、技能を有すること

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 日本連盟の教育方針について保護者に説明し理解を得られること
- イ. ボーイスカウト年代の青少年の特質について指導上必要な深い知識と理解を持っていること
- ウ. 全部門について一定の知識を有すること
- エ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として実践すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」についてスカウトの成長に見合った指導が適切にできること
- カ. 「行うことによって学ぶ」機会を効果的に提供できること
- キ. パトロールシステムに則ったプログラムを進める上で、自隊の問題点を抽出し、その改善策を立案・実施できること
- ク. スカウトの興味・関心を基盤とした野外におけるゲーム、スカウト技能、地域社会への奉仕を中心とした段階的かつ刺激的なプログラム活動を幅広く効果的に推進する能力を有すること
- ケ. 教育規程7-23に定める活動の目標を達成するよう自隊のプログラム活動に効果的に盛り込むことができる
- コ. 隊の運営管理が誠実にできる
- サ. 団内各隊、団委員会、保護者、他の青少年団体、地域社会と良好な関係を維持することができる
- シ. 人材を適切に活用できる知識、能力を有すること
- ス. より高度な野外活動技能を身に付ける

- セ. 1級章課目、菊章課目を指導、考査することができる知識、技能を有すること
- ソ. 宗教章取得の支援ができる

5. ベンチャースカウト隊長

(1) 任務

- ア. 日本連盟の方針に基づいた隊運営、諸活動を行う
- イ. 隊の運営管理に責任を持つ(会計、事務等)
- ウ. 隊のプログラムに責任を持つ(教育内容、安全に配慮する)
- エ. スカウト教育法を効果的に活用する
- オ. スカウトの自発活動を促し、その成長を支援する
- カ. 青少年にスカウティングを提供するために他の責任ある人達と協働する
- キ. 後継者を育成する
- ク. すべてのスカウトがローバースカウト隊に上進するよう指導する
- ケ. 団会議に出席し積極的に参画する
- コ. 地区協議会に出席する
- サ. 各種指導者訓練、ラウンドテーブルに参加する
- シ. 指導者自身が良識ある市民としての模範を示す
- ス. すべての隊集会に出席するか、もしくは有資格代理者を出席させる
- セ. プログラムに対し指導、助言する
 - (ア) 隊集会の指導、援助を行う
 - (イ) 隊会議、隊運営会議に参席しアドバイザーの立場で指導、助言する
- ソ. 議長、運営スタッフ、活動チームチーフ、マネージャーを指導、支援する
- タ. ジュニアリーダーの選任、指導、支援に協力する
- チ. 保護者・地域社会の方々と有効な連携を図る

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 当該年代の青少年の特質について指導上必要な知識を持っていること
- ウ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- エ. 「ちかい」と「おきて」についてベンチャースカウトに説明できること
- オ. 「行うことによって学ぶ」ことの教育的意義を理解していること
- カ. 当該年代の「小グループ活動」の教育的意義を理解していること
- キ. 教育規程7-27に定める活動の目標を理解していること
- ク. 進級課目を指導、考査することができる知識、技能を有すること
- ケ. チーム、個人のプロジェクト活動を指導、支援ができる

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 日本連盟の教育方針について保護者に説明し理解を得られること
- イ. ベンチャースカウト年代の青少年の特質について指導上必要な深い知識と理解を持っていること
- ウ. 全部門について一定の知識を有すること
- エ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として実践すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」についてスカウトの成長に見合った指導が適切にできること
- カ. 「行うことによって学ぶ」機会を効果的に提供できること
- キ. プログラムを進める上で、自隊の問題点を抽出し、自らその解決策を見いだした上で、その改善策をアドバイスできること
- ク. スカウトの興味・関心を基盤とした段階的かつ刺激的なプログラム活動を幅広く効果的に推進させる能力を有すること
- ケ. 教育規程7-27に定める活動の目標を達成するよう自隊のプログラム活動に効果的に盛り込むことができる
- コ. 隊の運営管理が確実にできる
- サ. 団内各隊、団委員会、保護者、他の青少年団体、地域社会と良好な関係を維持することができる

- シ. 人材を適切に活用できる知識、能力を有すること
- ス. より高度な野外活動技能を身に付ける
- セ. グループプロセス、グループワーク、グループダイナミクスによる個人の成長に寄与できる技能を有すること
- ソ. 宗教章取得の支援ができる

6. ローバースカウト隊長

(1) 任務

- ア. スカウトが日本連盟の方針に基づいた隊運営、諸活動を行うよう助言、指導する
- イ. 隊の自主運営管理が責任を持って行われるよう、必要に応じて助言、指導、示唆を行う
- ウ. 隊のプログラムに対し助言する（教育内容、安全に配慮する）
- エ. スカウト教育法を効果的に活用する
- オ. スカウトの自発活動を促し、その成長を支援する
- カ. 青少年にスカウティングを提供するために他の責任ある人達と協働する
- キ. 後継者を育成する
- ク. 団会議に出席し積極的に参画する
- ケ. 地区協議会に出席する
- コ. 各種指導者訓練、ラウンドテーブルに参加する
- サ. 指導者自身が良識ある市民としての模範を示す
- シ. 要請に応じ隊会議に参席するか、もしくは協力者を参席させる
- ス. 組織の機能が有効に働くように調整する
 - (ア) 自主運営の効果的アドバイスの実施
 - (イ) 隊会議への指導と助言
- セ. 隊のプログラム活動に有効な人材の紹介、協力依頼を行う

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 当該年代の青年の特質について指導上必要な知識を持っていること
- ウ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- エ. 「ちかい」と「おきて」の実践を基に明確な信仰を持つ意義についてローバースカウトに説明できること
- オ. 「行うことによって学ぶ」ことの教育的意義を理解していること
- カ. 当該年代の「小グループ活動」の教育的意義を理解していること
- キ. スカウトの興味・関心を基盤とした高度な野外活動、スカウト技能、奉仕活動を中心としたプログラム活動に取り組むよう助言できる
- ク. 教育規程 7-31 に定める活動の目標を理解していること
- ケ. プログラムプロセスの進め方とその教育的意義を理解している

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 日本連盟の教育方針について本人や保護者、社会に説明し理解を得られること
- イ. ローバースカウト年代の青年の特質について指導上必要な深い知識と理解を持っていること
- ウ. 全部門について一定の知識を有すること
- エ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として実践すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」についてスカウトの成長に見合った指導が適切にできること
- カ. 「行うことによって学ぶ」を興味の追求に発展させ、あらゆる面に積極的な挑戦や、新しい局面を切り開くことができるよう助言、支援する
- キ. プログラムを進める上で、自隊の問題点を抽出し、その改善策を立案・実施できるよう助言・指導できること
- ク. スカウトの興味・関心を基盤とした高度な野外活動、スカウト技能、奉仕活動を中心とした積極的かつ発展的なプログラム活動をより深く効果的に推進させるために必要な支援能力を有すること
- ケ. 教育規程 7-31 に定める活動目標達成のために自隊の自主運営活動を効果的に推進でき

- るよう助言・指導ができる
- コ. 隊の運営管理が確実にできる。
- サ. 団内各隊、団委員会、保護者、他の青少年団体、地域社会への積極的な奉仕活動を通して良好な関係を維持することができる
- シ. 人材を適切に活用できる知識、能力を有すること
- ス. より高度な野外活動技能を身に付ける
- セ. グループプロセス、グループワーク、グループダイナミクスによる個人の成長に寄与できる技能を有すること

7. 団委員長

(1) 任務

- ア. 本運動の趣旨の普及を図る
- イ. 団構成の標準を維持し、各隊の育成発展に努める
- ウ. 日本連盟の方針に基づいた団運営、諸活動を行う
- エ. 団の管理と運営に責任をもつ
 - (ア) 団の資産を管理する
 - (イ) 集会場、備品および夏季野営などの実施に関する便宜の提供を行う
 - (ウ) 団の財政に関して責任をもつ
 - (エ) 入退団者管理と団の加盟登録に対し責任をもつ
- オ. 団委員会を主宰する
- カ. 団会議を開催し、議長となる
- キ. 育成団体との連携および協働を図る
- ク. 都道府県連盟・地区との連携および協働を図る
- ケ. 地区協議会に出席する
- コ. 隊指導者への指導と支援を行う
 - (ア) 各隊指導者の選任を行う
 - (イ) 指導者に対する訓練参加の支援を行う
 - (ウ) 指導者の相談役となる
- サ. スカウトの保護者との連携および協働を図る
- シ. 団内の各隊全般を監査し、その活動に協力する
 - (ア) 各隊の連携のとれた進展について支援する
 - (イ) 各隊のプログラムの調整を行う
 - (ウ) 服装、進歩、ちかい、おきての基準の維持を行う
 - (エ) 団内スカウトの進歩の促進を図る
- ス. 団内スカウトの健康と安全を保つ
- セ. 地域社会、他の青少年団体との連携と協調を図る
- ソ. 自身が良識ある市民としての模範を示す

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 団の代表者として、また、団委員会のとりまとめ役として、管理・運営能力を持っていること
- ウ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- エ. 全部門に関して一定の知識を有すること
- オ. 本運動の全分野にわたって、一般的知識を持っていること
- カ. 隊指導者の役務を理解していること

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 日本連盟の教育方針について地域社会に対し説明し理解を得られること
- イ. 団構成の標準に向けて、自団の問題点を抽出し、長期的な展望にたったスカウトの募集と指導者の確保を行うこと
- ウ. 団の財政を確保すること
- エ. 地区協議会の運営に参画し協力すること

- オ. 他の青少年団体、地域社会と良好な関係を維持すること
- カ. スカウト教育法を理解していること

8. 県連盟役員（理事長）

（1）任務

- ア. 都道府県内における本運動を普及推進し、同様の目的を有する他の団体と友好関係を図るために、都道府県連盟（以下県連盟）の組織運営を行う
- イ. 県連盟理事会を主宰する
 - （ア）前年度の事業報告及び決算等の重要事項を協議決定し、必要な事項については県連盟総会で承認を受ける
 - （イ）当年度の事業計画及び事業予算等の重要事項を審議決定し、必要な事項については県連盟総会で承認をうける（または報告を行う）
 - （ウ）県連盟を構成する各団および地区（設置している場合）を支援するために各種運営委員会を設置して必要な援助並びに助言を行う
 - （エ）県内のスカウト活動状況、要望事項に関する情報を集約し、主に組織運営面に関する事項について、日本連盟へ伝達する
- ウ. 県連盟を持続可能な組織とし、更に拡充するために、財政、広報、地域社会や他団体との連携、組織拡充などに関する施策実施状況を把握・評価し、県コミッショナーと連携しつつ必要な施策を実施する
 - （ア）県連盟の健全な財政の維持と新たな財源確保のための方針の策定を行う。
 - （イ）地域社会や他団体への情報発信および、県内加盟員への情報発信などの広報全般に関する方針の策定を行う
 - （ウ）行政機関や県内の他団体との連携を深め、本運動の拡充につながる支援ネットワークを構築するための方針の策定を行う
 - （エ）本運動に協力または加盟員として参加する成人の確保のための方針の策定を行う。
 - （オ）都道府県内の人口動態や既存団の設置状況等を評価し、未組織地域への団の設置を推進するための方針の策定を行う
- エ. 担当地域内の他の青少年教育団体、同一の目的を持つ団体、及び本運動に対する支援団体との友好的な関係の確立と維持を図る

（2）就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針・事業計画を受容していること
- イ. 都道府県連盟内の組織運営・教育指導にたずさわる指導者を主導すること
- ウ. 都道府県内における円滑な人間関係を構築できる能力を有すること
- エ. 当該県連盟における組織（委員会、各地区、団など）の組織運営面の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- オ. 非営利団体が遵守すべきコンプライアンスについて一般的な知識を有すること
- カ. 非営利団体における危機管理について一般的な知識を有すること
- キ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- ク. 「スカウト運動の成人に関する方針」を理解していること
- ケ. 全部門に関してその概要を理解していること
- コ. スカウト教育法の概要を理解していること

（3）就任後求められる努力目標

- ア. 県コミッショナーを中心とする教育関連の施策提言や助言と県連盟の組織運営施策をバランス良く融合し、県連盟を構成する各団への適切な支援を実施できる
- イ. 県連盟を構成する各団への支援を効果的に可能とするため、行政機関、教育・学術機関、企業、他のNGO、NPOなどとの関係構築による県連盟の施策実施を支援する体制を構築するための施策の策定と実施
- ウ. 県連盟の組織としての社会的責任を理解し、県連盟としてのステークホルダーと適切なコミュニケーションを取るための施策を策定し、実施できる
- エ. 県連盟内の組織担当委員会を指導し、担当地域内の加盟員の拡大に向けた対策を策定し、実施できる

- オ. 県コミッショナーと協働し、県連盟内の全ての組織において、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用を主導する

9. 県コミッショナー

(1) 任務

- ア. 担当地域内の本運動の啓発と推進を行う
- イ. 担当地域内の地区コミッショナー、団担当コミッショナーへの任務達成に向けた、指導、助言、支援を行う
 - (ア) コミッショナー会議を主宰する
 - (イ) 日本連盟、都道府県連盟の活動方針、各種情報を担当地域内へ伝達する
 - (ウ) 担当地域、地区のスカウト活動状況、要望事項に関する情報を集約し、都道府県連盟、日本連盟へ伝達する
- ウ. 名誉会議を主宰する
- エ. 都道府県連盟理事会に参席または出席し、助言する
- オ. 担当地域内の人材の開発・活用、研修の提供を行う
 - (ア) 「スカウト運動の成人に関する方針」を推進する
 - (イ) 研修方針の策定を行う
 - (ウ) 都道府県連盟内の指導者養成担当部門との協働による訓練計画の作成
 - (エ) トレーニングチームとの協働による問題点抽出や訓練の実施と評価を行う
 - (オ) リーダートレーナー、及び副リーダートレーナーの選任と推薦、活動の評価を行う
- カ. 各部門における活動プログラムの実施状況を把握し評価する
- キ. 運動の目的達成に向けた都道府県連盟内のプログラム担当委員会に対し援助及び指導並びに助言を行う
- ク. 都道府県連盟において地区、構成団を支援する各種運営委員会に対し援助及び指導並びに助言を行う
- ケ. 担当地域内の他の青少年教育団体、同一の目的を持つ団体、及び本運動に対する支援団体との友好的な関係の確立と維持を図る

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 都道府県連盟内の教育指導にたずさわる指導者を主導すること
- ウ. 担当地域内における円滑な人間関係を構築できる能力
- エ. 担当地域内の各地区の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解し実践していること
- カ. 全部門に関して一定の知識を有すること
- キ. スカウト教育法を理解していること
- ク. 現行の指導者訓練内容の知識を有すること
- ケ. 隊運営に関する知識を有すること
- コ. 成人指導者訓練に関する知識を有すること

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 担当地域内の加盟員並びに、非加盟員の運動への理解の促進と、参画者、協力者の獲得ができる
- イ. 都道府県連盟内の組織担当委員会を指導し、担当地域内の加盟員の拡大に向けた対策を策定し、実施できる
- ウ. 担当地域内における人材に係わる全ての部門での、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用に向けた指導ができる
- エ. 教育指導に携わる人材への継続した助言と支援ができる
- オ. 担当地域内の団の活性化を図るための、地区コミッショナー、団担当コミッショナーとの協働関係確立するための人間関係技能を高めることができる

10. 団担当コミッショナー

(1) 任務

- ア. 県コミッショナー（地区コミッショナー）の指導と助言を受けて担当団の運営能力、活動の全ての分野に対する援助及び指導並びに助言を行う
 - (ア) 担当団を定期的に訪問する
 - (イ) 担当団の現状の把握と、将来に向けたビジョンの策定、その達成に向けた課題の抽出と改善・解決策を県（地区）コミッショナーと協働して作成し、実施への指導、助言、支援を行う
 - (ウ) 日本連盟、都道府県連盟、地区の活動方針、各種情報を担当団へ伝達する
 - (エ) 担当団におけるスカウト活動状況、要望事項を地区、都道府県連盟、日本連盟へ伝達する
 - (オ) 地区および組織内外からの、団の支援に有用な人材の発掘について支援を行う
- イ. 団委員会、団会議への参席
- ウ. 担当団に対し、人材の開発、人材の活用、研修の提供について援助及び指導並びに助言を行う
 - (ア) 団内の「本運動の成人に関する方針」の推進
 - (イ) 団委員会との協働により、「スカウト運動の成人に関する方針」に基づいた団の人材獲得、人材活用計画の策定と実施への援助及び指導並びに助言を行う
 - (ウ) 団委員会、地区内の指導者養成担当部門、トレーナーとの協働により、新成人加盟員への研修提供計画と、継続した支援体制策定への援助及び指導並びに助言を行う
- エ. 担当団内の、各隊の活動プログラム開発への援助及び指導並びに助言を行う

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 担当団の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- ウ. 担当団への支援に必要な、地区内外の人材の発掘、活用ができること
- エ. 担当団における円滑な人間関係を構築する能力を有すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- カ. 全部門に関して一定の知識を有すること
- キ. スカウト教育法を理解していること
- ク. 現行の指導者訓練内容の知識を有すること
- ケ. 隊運営に関する知識を有すること
- コ. 成人指導者訓練に関する知識を有すること

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 担当団の参画者、協力者の獲得促進への指導力
- イ. 新入隊員の安定した入隊募集体制の確立と、全部門標準隊編成の実現への支援能力
- ウ. 担当団における人材に係わる全ての部門での、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用可能な指導力
- エ. 成人指導者の研修意欲を高めさせる能力
- オ. 継続した支援の提供が行えるよう、担当団の全構成員から団への支援者として認知されるための人間関係技能
- カ. 担当団の加盟員並びに非加盟員に対する運動への理解の促進が図れる能力
- キ. 全部門での上進率の向上を図る、一貫したスカウトプログラムを理解させる能力

11. 地区役員（地区委員長）

(1) 任務

- ア. 日本連盟教育規程5-2（設置の目的）に示される地区設置の目的を達成するために、地区委員会による地区組織運営を行う
- イ. 地区委員会を主宰する
 - (ア) 前年度の事業報告及び決算等の重要事項を協議決定し、当該地区の規程等で定められている事項については、県連盟の総会の前に開催される地区総会としての地区協議

会で承認を受ける

- (イ) 当年度の事業計画及び事業予算等の重要事項を審議決定し、当該地区の規程等で定められている事項については、県連盟の総会の前に開催される地区総会としての地区協議会で承認を受ける（または報告を行う）
- (ウ) 地区を構成する各団を支援するために、各種運営委員会を設置して必要な援助並びに助言を行う
- (エ) 地区内のスカウト活動状況、要望事項に関する情報を集約し、主に組織運営面に関する事項について、地区コミッショナーと調整のうえ県連盟へ伝達する
- ウ. 地区コミッショナーの任務達成に向けた支援を行う
 - (ア) 地区コミッショナーとの定期的な連絡・意思疎通の機会を設ける。
 - (イ) 教育・指導面における地区コミッショナーの指導・助言に基づき、必要な事業や予算などを地区委員会で審議・決定し実施する
- エ. 地区を持続可能な組織とし、更に拡充するために、財政、広報、地域社会や他団体との連携、組織拡充などに関する施策実施状況を把握・評価し、地区コミッショナーと連携しつつ必要な施策を実施する
 - (ア) 地区の健全な財政の維持と新たな財源確保のための方針の策定を行う。
 - (イ) 地域社会や他団体への情報発信および、地区内加盟員への情報発信などの広報全般に関する方針の策定を行う
 - (ウ) 行政機関や県内の他団体との連携を深め、本運動の拡充につながる支援ネットワークを構築するための方針の策定を行う。
 - (エ) 本運動に協力または加盟員として参加する成人の確保のための方針の策定を行う
 - (オ) 地区内の人口動態や既存団の設置状況等を評価し、未組織地域への団の設置を推進するための方針の策定を行う
- オ. 担当地域内の他の青少年教育団体、同一の目的を持つ団体、及び本運動に対する支援団体との友好的な関係の確立と維持を図る

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟と所属県連盟の教育方針・事業計画を受容していること
- イ. 当該地区内の組織運営・教育指導にたずさわる指導者を主導すること
- ウ. 当該地区内における円滑な人間関係を構築できる能力を有すること
- エ. 当該地区における組織（委員会、各地区、団など）の組織運営面の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- オ. 非営利団体が遵守すべきコンプライアンスについて一般的な知識を有すること
- カ. 非営利団体における危機管理について一般的な知識を有すること
- キ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解していること
- ク. 「スカウト運動の成人に関する方針」を理解していること
- ケ. 全部門に関してその概要を理解していること
- コ. スカウト教育法の概要を理解していること

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 地区コミッショナーを中心とする教育関連の施策提言や助言と県連盟の組織運営施策をバランス良く融合し、地区を構成する各団への適切な支援を実施できる
- イ. 地区を構成する各団への支援を効果的に可能とするため、地区内の行政機関、教育・学術機関、企業、他のNGO、NPOなどとの関係構築による県連盟の施策実施を支援する体制を構築するための施策の策定と実施
- ウ. 県連盟の下部組織としての社会的責任を理解し、地区内のステークホルダーと適切なコミュニケーションを取るための施策を策定し、実施できる。
- エ. 県連盟内の組織担当委員会と連携し、担当地域内の加盟員の拡大に向けた対策を策定し、実施できる
- オ. 地区コミッショナーと協働し、地区内の全ての組織において、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用を主導する

12. 地区コミッショナー

(1) 任務

- ア. 担当地区内の本運動の啓発と推進を行う
- イ. 地区内の団、隊のスカウト運動の目的達成に向けた活動に対する援助及び指導並びに助言を行う
 - (ア) 団、隊の支援に対する、地区副コミッショナー、団担当コミッショナーとの協働、及び任務達成に向けた援助及び指導並びに助言を行う
 - (イ) 団担当コミッショナーとの協働により、地区内の団への定期的な訪問を行う
 - (ウ) ラウンドテーブルを主宰する
 - (エ) 日本連盟、都道府県連盟、地区の活動方針、各種情報の団への伝達、理解の促進を図る
 - (オ) 地区のスカウト活動状況、要望事項に関する情報を集約し、地区、都道府県連盟へ伝達する
- ウ. 地区委員会、地区協議会に出席し、援助及び指導並びに助言する
- エ. 地区内の人材の開発・活用、研修の提供を行う
 - (ア) スカウト運動の成人に関する方針の推進を行う
 - (イ) 研修方針の策定を行う
 - (ウ) 地区内の指導者養成担当部門との協働により訓練計画を作成する
 - (エ) トレーニングチームとの協働により問題点の抽出や訓練の実施と評価、援助及び指導並びに助言を行う
 - (オ) 課題研修等への取り組みを通し、地区内の訓練機関参加者への援助及び指導並びに助言を行う
- オ. 地区内の各隊における活動プログラムの実施状況を把握し評価する
- カ. 地区内のプログラム担当委員会に対する指導、助言、支援を行う
- キ. 地区内の構成団、隊への支援に向けた各種運営委員会の活動に対し援助及び指導並びに助言を行う
- ク. 担当地域内の他の青少年教育団体、同一の目的を持つ団体、及び本運動に対する支援団体との友好的な関係の確立と維持を図る
- ケ. 地区内の登録業務担当委員会との連携により、登録審査を実施する

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針を受容していること
- イ. 地区内の教育指導にたずさわる指導者を主導すること
- ウ. 地区内における円滑な人間関係を構築できる能力を有すること
- エ. 地区内の各団の現状把握、分析、問題解決能力を有すること
- オ. 「ちかい」と「おきて」について成人指導者として理解し実践していること
- カ. 全部門に関して一定の知識を有すること
- キ. スカウト教育法を理解していること
- ク. 現行の指導者訓練内容の知識を有すること
- ケ. 隊運営に関する知識を有すること
- コ. 成人指導者訓練に関する知識を有すること

(3) 就任後求められる努力目標

- ア. 地区内の加盟員、並びに非加盟員の運動への理解の促進と、参画者、協力者の獲得ができる
- イ. 地区内の組織担当委員会に対し、担当地域内の加盟員の拡大に向けた対策立案を指導できる
- ウ. 地区内における人材に係わる全ての部門での、「スカウト運動の成人に関する方針」の導入と運用ができる
- エ. 教育指導に携わる人材への継続した援助及び指導並びに助言を実施することができる
- オ. 担当地域内の団の活性化に向けた、地区副コミッショナー、団担当コミッショナーを効果的に活用することができる

13. トレーナー

(1) 任務

- ア. 日本連盟の指導者訓練方針、指導者訓練体系に基づく指導者訓練を推進する
- イ. 日本連盟が開設する指導者訓練に奉仕する
- ウ. 各種指導者訓練の問題点や課題の抽出や企画及び訓練機関の運営、実施、評価を行う
 - (ア) 各種指導者訓練の目的達成のため、与えられた役務遂行に責任を持つ
 - (イ) 実施した各種指導者訓練についてそれぞれの立場で検証、評価し、当該指導者訓練を所管するコミッショナー及び指導者養成担当部門に報告する
 - (ウ) 各種指導者訓練の目的及び訓練目標を認識し、参加者の状況等を把握・分析し、他のスタッフと協力して適切で効果的な訓練を提供する
 - (エ) 当該地域の現状分析に基づく問題点や課題の抽出をコミッショナーと協働して必要な定型外訓練を企画する
 - (オ) 訓練要員、訓練参加者に対して適切で効果的な個別支援を行うと共に、コミッショナーと協働して支援を必要とする指導者に対しても適切で効果的な個別支援を行う
 - (カ) 所属県連盟のトレーニングチームに属しその運営及び県連盟、地区等が主催する指導者訓練に協力する
- エ. 指導者養成に関する研究、開発を行う
 - (ア) 指導者養成に関する組織、訓練プログラム、訓練手法、運営方法を研究する
 - (イ) 指導者養成に関する手引書、書籍、教材その他資料等の作成及び訓練ツールの研究、開発を行う
 - (ウ) 指導者訓練と一体となるプログラム開発に関する研究と支援を行う
- オ. トレーナーとして自己の能力開発と自己啓発を行う
 - (ア) トレーナーの任務達成に必要な能力開発と自己啓発等に継続的に取り組む
 - (イ) トレーナー研究集会等、トレーナーの能力向上のための各種研修に参加する

(2) 就任時に備えていることを期待される知識・技能

- ア. 日本連盟の教育方針および指導者訓練方針を受容し、説明できること
- イ. トレーナーの任務（役割・責務）と心構えを理解していること
- ウ. 本運動の基本原則を説明できること
- エ. 世界のスカウト運動の動向(スカウト運動史・スカウティングの使命声明・成人に関する方針・スカウト運動における成人に関する世界方針等を含む)を説明できること
- オ. 青少年の特性と青少年プログラムについて説明できること
- カ. スカウト教育法を各部門に適用できるよう指導できること
- キ. 各種指導者訓練における訓練の目的及び訓練目標、訓練目標のねらいを認識し、参加者等の状況に即した訓練の実施、評価ができること
- ク. 訓練に必要な基礎的な知識・技能を有していること
- ケ. 訓練に必要な訓練ツールを作成することができること

(3) 就任後に求められる努力目標

- ア. 本運動の基本原則及びスカウト教育法を深く理解し、指導できること
- イ. 指導者訓練の目的達成のために訓練を組織し、運営、管理、評価できること
- ウ. コミッショナーと協働して問題点や課題の抽出を行い、定型外訓練を企画し、評価できること
- エ. 指導者訓練に必要な高度で専門的な知識・技能を有していること
- オ. 指導要員を指導・育成する能力を有していること
- カ. 指導者の訓練プログラム、訓練ツールを開発する能力を備えていること

IV. 成人指導者に提供される訓練の開発

1. 総論

ここでいう成人指導者とは、おのこの責任ある立場の指導者を言い、具体的には、隊指導者、団指導者、各種コミッショナー、トレーナーを指す

また、日本連盟、県連盟、地区の役員・各種委員もその対象者とする。なお、その訓練については4-(3)に定める

本連盟はその重要な事業のひとつとして、成人指導者に対し必要な訓練を策定し提供する

開発に際しては次の条件が満たされる必要がある

- (1) 新しい加盟員の受け入れ、導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の段階的訓練とスキルトレーニング、ウッドクラフトコースの任期の全期間に及ぶ支援を含むものであること
- (2) それぞれの役務を達成するために必要な知識や技能の習得と発達だけでなく、成人の個人的な成長をも含むものであること
- (3) 過去の経験や、技能を考慮した柔軟性のあるものであること
- (4) 新たな技能や知識を習得することで、別の役務に移ることを容易にするものであること

2. 訓練システム開発の方針

- (1) 参加者が参加しやすいものとする（訓練の回数、場所、申込の条件など）
- (2) できるかぎり参加者の生活圏に近い所で行われるようにする
- (3) 同レベル、同内容の訓練課程の重複をなくす
- (4) モジュール方式、ICT（情報通信技術）を活用する
- (5) 訓練担当者の専門性を重視する
- (6) 専門分野の訓練が必要な場合は、外部の研修機関、外部の講師を活用する
- (7) 地域社会、国際社会貢献の見地から、訓練効果を損なうことがない範囲で、訓練の全部または一部を加盟員外に開放し、日本連盟および外部機関（外国連盟を含む）、または日本連盟と外部機関（外国連盟を含む）の協定する基準により外部資格もしくはその一部を認定することができるようにする

3. 訓練の提供者

- (1) 団または団の合同
- (2) 県連盟、地区またはその合同
- (3) 日本連盟
- (4) 本連盟以外の各種団体・機関等（大学、外国連盟を含む）

4. 訓練の種類と領域

(1) 定型訓練

ア. 定型訓練の定義

定型訓練を次の通り定義する

(ア) 定型訓練は日本連盟が機関決定により、その体系、内容等を定める正式訓練

イ. 訓練の体系、内容等は下記に従い日本連盟が定める

(ア) 「導入」、「基礎」、「上級」の3課程を設定する

(イ) 導入訓練課程は体験を通して本運動の概要と基本的な方法とについて知ることのできる内容を設定する

(ウ) 基礎訓練課程はそれぞれの任務の「就任時に備えていることを期待される知識、技能」に見合った内容を設定する

(エ) 上級訓練課程は、「就任後求められる努力目標」を達成するための有効な援助となる内容を設定する

ウ. 導入訓練で取扱う項目

(ア) 本運動の歴史

(イ) 本運動の基本原則（定義、目的、原理、方法）

(ウ) 各部門の活動の概要、組織の概要

エ. 基礎訓練で取扱う項目

(ア) 本運動の単一性を保持する必要があるもの

- (イ) スカウト教育法
- (ウ) 各々の任務達成に必要と思われる基礎的かつ具体的内容
- オ. 上級訓練で取扱う内容
 - (ア) 本運動の単一性を保持する必要があるもので発展的理解を促すべきもの
 - (イ) スカウト教育法
 - (ウ) 各々の任務達成に必要と思われる発展的かつ具体的内容
- カ. 履修の認定
 - (ア) 履修認定は、おのおのの訓練課程において行う
 - (イ) 履修認定は、集合訓練にあつては全日程の出席者を、「課題研修」、「課題研究」等にあつては求められた成果品（レポート、演示等）を期限内に提出した者を対象とし、その理解度、達成度等を評価し、集合訓練にあつては訓練の実施責任者（コースディレクター等）、課題研修、課題研究等にあつては定められた認定責任者の責任において決定する
 - (ウ) 履修認定の評価は、その訓練の内容、方法に適した方法で行う。（試験、見極め、効果測定、閲読等）
- キ. 修了の認定
 - (ア) 導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の修了は、必要な訓練を定められた期間にすべて履修した者を対象に、総コミッショナーが修了を認証するが、修了証の伝達は県連盟の責任において行う

(2) 定型外訓練

- ア. 定型外訓練の定義
 - 定型外訓練は次の通り定義する
 - (ア) 定型訓練以外のすべての訓練
- イ. 定型外訓練の概要
 - (ア) 定型外訓練はすべての成人指導者に提供される
 - (イ) 定型外訓練は成人指導者の任期中における継続的訓練として位置付け、任務更新時にその参加状況を評価し、継続条件とすることができる
- ウ. 定型外訓練の領域
 - (ア) 本運動全般
 - (イ) 一般社会通念上、成人指導者にとって有益と考えられるもの
- エ. 定型外訓練の修了認定
 - (ア) 本連盟の組織が提供する場合は、主催者が定めた認定責任者が認定する
 - (イ) 外国連盟等が提供する場合は、当該外国連盟の修了認定を、総コミッショナーが追認することにより修了とする
 - (ウ) その他の定型外訓練は県コミッショナー、地区コミッショナーが認定する
- オ. 本連盟の各組織が提供する定型外訓練の開発
 - (ア) 集合訓練の形態をとる定型外訓練は、目的、目標（訓練目標）、内容が明記されなければならない
 - (イ) 集合訓練の形態をとる定型外訓練の開発は、当該コミッショナーの指導・監督のもと、有資格のトレーナーが行う
 - (ウ) 本連盟内各組織が定型外訓練を開発することができない場合は、都道府県連盟、日本連盟にその開発を委託することができる

(3) 日本連盟、県連盟、地区の役員・各種委員の訓練

- ア. 訓練の概要
 - 日本連盟、県連盟、地区の役員・各種委員は、その任務・責務において、必要な研修、訓練を受ける
- イ. 訓練の領域
 - (ア) 本運動全般
 - (イ) 一般社会通念上、役員・各種委員にとって有益と考えられるもの
- ウ. 訓練の修了認定
 - (ア) 本連盟の組織が提供する場合は、主催者が定めた認定責任者が認定する

- (イ) 外国連盟等が提供する場合は、当該外国連盟の修了認定を、総コミッショナーが追認することにより修了とする

V. 成人指導者に提供される任務中の支援

1. 総論

任務中の支援は、成人指導者がそれぞれの任務を遂行する中で、様々な人との関りを通じて成長できるように「支援を受けること」「支援を求めること」の二つの側面を活用して成人を支援する取り組みであり、それぞれがモチベーションを高め、困難を乗り越えることができるようになることを目指す

2. 隊指導者への任務中の支援

(1) 個別のニーズへの対応

- ア. 隊指導者は日常の隊活動を通じての個別のニーズを持つ
- イ. 団委員会は、団会議や隊指導者との面談などにより、そのニーズを把握し、場合によっては、各種コミッショナー等と情報を共有し、計画的かつ的確にそれらに答えることが必要
- ウ. 具体的な例として、スカウト技能の習得、コミュニケーション、プログラムに関すること、信仰奨励、また、保護者との接触、組織との連携等、隊運営に関わることが考えられる

(2) 各種支援について

- ア. これらへの対応は、隊指導者を選任・任命した団委員会が中心となって行う
- イ. 各種コミッショナー、県連盟等の組織、外部機関または団体など幅広い支援を求めることも重要
- ウ. 支援の内容は、保護者との連携、活動場所の選定、安全確保、スカウトとの関係、プログラム企画、人間関係、事務処理、資金や資材の調達など多岐にわたる

3. 団指導者への任務中の支援

(1) 個別のニーズへの対応

- ア. 団委員として日常の任務遂行にあたり、必要な任務の内容と実施方法、団運営の手法、隊指導者に関すること、連盟内組織の状況等、社会や地域の情勢、保護者や育成会に関する知識など、多岐にわたるニーズが考えられる
- イ. 団委員長は団委員会や当該団委員との面談などにより、そのニーズを把握することが必要であり、場合によっては、各種コミッショナー等と情報を共有、調整し、計画的かつ的確にそれらに対応する

(2) 各種支援について

- ア. 団指導者は団運営、隊活動への支援、育成会や保護者との接触、組織との連携等任務を遂行していく中で、さまざまな問題を抱えることがあり、それらを解決していくために周囲から多くの支援が必要となる
- イ. これらへの対応は団指導者を委嘱した育成会や団運営の責任者である団委員長が中心となって行うこととなるが、各種コミッショナーあるいは県連盟等の組織、外部機関または団体など幅広い支援を求めることも重要
- ウ. 各種支援の内容は、育成会や保護者との連携、資金や資材の調達、活動場所の選定に関すること、安全に関すること、スカウト募集に関すること、連盟内組織との連携に関すること、人間関係、事務処理など多岐にわたる

4. 日本連盟、県連盟、地区等の役員・委員への支援

(1) 各種支援について

- ア. 日本連盟、県連盟、地区等の役員・委員等についても、任務中の支援は提供される
- イ. それぞれの任務を遂行する上で、さまざまな問題や不明の点などがある場合は、積極的に関係者の支援（助言、指導、傾聴など）を受けることにより任務を遂行する
また、支援を要請された役員等は、責任をもって適切に支援を行うことが必要である

5. モチベーションの高揚と維持

本運動に関与するほとんどの成人は無給奉仕者なので、成人が本運動に関わるモチベーション（内的動機）は、本運動の維持発展にとって極めて重要な要素である。
集合型訓練によりモチベーションの高揚は可能であるが、修了後時間を経つにつれ、降下して

いくことは避けることができない。また、活動等の現場でさまざまな問題に直面することにより、モチベーションを失うことも考えられる。訓練や任務中の支援以前にこのことは重要であることを十分に理解し、成人の任務中の支援に当たる必要がある。

- (1) 隊指導者がモチベーションを失うことにより、スカウトの活動に直接影響が出る場合が多くあるため、団委員会、コミッショナー等はできる限り隊指導者と接触し、モチベーションの高揚、維持に配慮する必要がある。そのことにより、隊指導者の活動への意欲が増し、さまざまな問題に対しても積極的に解決策を探ろうと努力するようになる
- (2) 団指導者においても、その任務の重要性を理解することにより、積極的な団運営への参加意欲を持つことになる。団委員長、育成会長はもとより、コミッショナーも積極的に団指導者への接触を図り、活動意欲を向上させるよう努力する必要がある

VI. 成人指導者の活動に対する評価

1. 評価の原則

- (1) すべての成人指導者は任期中の活動に対し評価を行う
- (2) 評価は次の人々によって行われ、面談等により双方の意見調整の後、総合評価を行う
 - ア. 成人指導者本人
 - イ. 任命権者または組織
- (3) 評価は次の時期に行われる
 - ア. 任務について一定期間を経たときに行われる中間評価
 - ・ 中間評価は当該成人指導者がその任務を果たすために本人、任命権者または組織にとって将来に渡り有益で前進的なものとなるよう行われる
 - ・ 中間評価のねらいを理解し、「2. 評価の方法」「3. 評価の留意点」を参考に行う
 - イ. 任期を迎えようとするときに行われる評価
 - ・ 「2. 評価の方法」「3. 評価の留意点」に準拠して行う
 - ウ. 新たに成人指導者となったものは、準備期間終了時に行われる評価
 - ・ 準備期間の感想、反省等を話し合い、今後の活動に自信をあたえ動機付けを行う機会とする
 - ・ 「2. 評価の方法」「3. 評価の留意点」に準拠する必要はない
- (4) 評価は前進的かつ建設的に行われる

2. 評価の方法

評価は次の方法によって行われる。

- (1) 成人指導者本人による評価
 - ア. 自己実現、自己の成長に対する評価
 - イ. 就任時に同意した任務の達成度に対する評価
 - ウ. 組織、個人による訓練、支援等に関する評価
 - エ. 再任、任務変更、退任の希望とその理由
- (2) 任命権者または組織による評価
 - ア. 当該成人指導者の個人的成長に対する評価
 - イ. 就任時に同意した任務の達成度に対する評価
 - エ. 組織、個人による訓練、支援等に関する評価
 - オ. 受益者、協働者等の評価
 - カ. 資格・要件等の欠格事由の有無
 - キ. 再任、任務変更、退任の希望とその理由
- (3) 面談等による総合評価
 - ア. 成人指導者本人と任命権者または組織は面談等の有効な方法により、各々の評価結果について検討し、総合評価を行う
 - イ. 総合評価の結果をもとに、再任、任務変更、退任を確認する

3. 評価の留意点

(1) 成人指導者本人による評価

- ア. 自己実現、自己の成長に対する評価
 - ・ 任務中に得た、人間関係の広がり、地域社会への貢献による達成感、知識・技能・姿勢にあらわれた変化などを積極的に評価する
- イ. 就任時に同意した任務の達成度に対する評価
 - ・ 完璧を求める必要はなく、自己努力の結果を冷静に判断し評価する
 - ・ 次期の展望、改善計画等も踏まえて評価する
- ウ. 組織、個人による訓練、支援等に関する評価
 - ・ 訓練参加への任命権者、または組織の便宜供与は必要十分であったかを評価する

- ・ 任期中の問題解決に対する組織、個人の支援は必要十分であったかを評価する
- ・ 求めた訓練、支援は得られたかを評価する

(2) 任命権者または組織による評価

- ア. 当該成人指導者の個人的成長に対する評価
 - ・ 人格的成長、地域社会への貢献等を冷静に評価する
- イ. 就任時に同意した任務の達成度に対する評価
 - ・ 完璧を求めず、本人の努力のプロセスを冷静に判断し評価する
 - ・ 次期の展望、改善計画等も踏まえて評価する
- ウ. 組織、個人による訓練、支援等に関する評価
 - ・ 訓練参加への便宜供与は必要十分であったかを評価する
 - ・ 問題解決に対する組織の支援は必要十分であったかを評価する
 - ・ 当該成人指導者は積極的に訓練に参加したか、支援を求めたかを評価する
- エ. 受益者、協働者等の評価
 - ・ 当該成人指導者が、その役務提供の対象とする人々（例：隊指導者にあってはスカウト、保護者等）の賞賛や苦情等の評価
 - ・ 協働すべき人々の賞賛や苦情等の評価
 - ※ ただし、賞賛や苦情等については的を射ていないものもあり得るので、本運動の主旨等に鑑み、冷静で正しい判断が必要である
- オ. 資格・要件等の欠格事由の有無
 - ・ 任期中に資格、要件等に欠格事由が発生しなかったかどうかの確認
(例：訓練の参加状況が継続要件に達していない等)

(3) その他

- ア. 社会にとって有用な青少年活動に参加している自信と誇りをもって評価する
- イ. 個人的感情に囚われず冷静に評価する
- ウ. 組織内外からの無責任な誹謗、中傷にむやみに左右されないように留意する
- エ. 推戴により選任される役職については、上記の限りではない

4. 総合評価後の措置

「スカウト運動の成人に関する方針」（日本連盟）による

指導者に関する指針

平成26年2月1日 発行

平成28年4月1日 一部改訂

令和5年11月11日 改訂

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

AIS委員会 編

発行



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

〒167-0022

東京都杉並区下井草4丁目4番3号

電話： 03-6913-6262

ファックス： 03-6913-6263

e-mail： training@scout.or.jp
